

狛江市特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化にご協力ください！

🏠 対象事業

● 共通

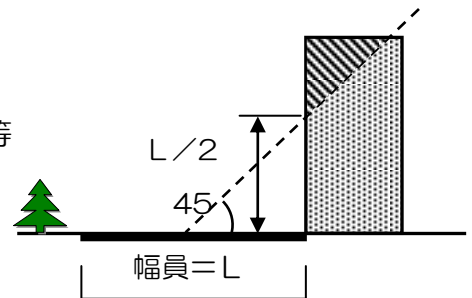
(1) 狛江市内の特定緊急輸送道路の沿道建築物を対象とするもの。

→以下の全てに該当する建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建築
- ・特定緊急輸送道路に接道
- ・道路幅員を半分以上塞ぐ高さをもつ建築物等

(2) 他の助成金の交付を受けていないもの。

(3) 国土交通省の告示に基づき実施したもの。



● 耐震診断

(1) 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第10条第1項に掲げる者（建築士など）が行うもの

(2) 一般社団法人東京都建築士事務所協会、社団法人日本建築構造技術者協会、特定非営利活動法人耐震総合安全機構に確認を受けたもの。

● 補強設計

(1) 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第10条第1項に掲げる者（建築士など）が行うもの。

(2) 建築基準法等に重大な不適合がある場合、その是正を伴うもの。

● 耐震改修・建替え・除去

(1) 耐震診断の結果、 I_s 値 0.6 未満、もしくは I_w 値 1.0 未満相当であり、改修後に I_s 値 0.6 以上、 I_w 値 1.0 以上となる工事。

(2) 建築基準法等に重大な不適合がある場合、その是正を伴うもの。

🏠 助成対象者

- ・単独所有の建築物：所有者
- ・共同所有の建築物：共有者全員によって合意された代表者
- ・分譲マンション：管理組合・区分所有者の代表者

● 助成金の申請先・問い合わせ先

狛江市 都市建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進担当
☎03-3430-1111（内線 2541）

● その他、緊急輸送道路沿道耐震化についての問い合わせ先

財団法人 東京都防災・まちづくりセンター
☎03-5466-2064

助成額

●耐震診断（平成25年度まで）

分譲マンション・延べ面積が1万㎡以下の建築物

A・Bのうち低い額

A 実際に耐震診断に要する費用

B 助成対象基準額※

※延べ面積が3,000㎡未満の場合

助成対象基準額に階数×15万円加算

延べ面積が1万㎡を超え、1万5千㎡以下の建築物（分譲マンションを除く）

A・Bのうち低い額

A 実際に耐震診断に要する費用

B（助成対象基準額又はAのうち低い額）×1/3+770万円

延べ面積が1万5千㎡を超える建築物（分譲マンションを除く）

A・Bのうち低い額×4/5

A 実際に耐震診断に要する費用

B 助成対象基準額

●補強設計（平成26年度まで）

A・Bのうち低い額×1/3

A 実際に補強設計に要する費用

B 助成対象基準額

●耐震改修・建替え・除去（平成27年度まで）

A・Bのうち低い額×1/3

A 実際に耐震改修工事に要する費用（建替え・除去は耐震改修相当額）

B 助成対象基準額

※5,000㎡を超える部分は、A・Bのうち低い額×1/6

●助成対象基準額

耐震診断・補強設計の助成対象基準額

ア 面積1,000㎡以内の部分 面積×2,000円

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 面積×1,500円

ウ 面積2,000㎡を超える部分 面積×1,000円

耐震改修・建替え・除去の助成対象基準額

ア 一般的な耐震改修工事の場合 延べ床面積×47,300円

イ 免震工法等の特殊工法の場合 延べ床面積×80,000円

ウ マンション以外の住宅の場合 延べ床面積×32,600円

助成金交付までの流れ

1 事前相談 (第7条)

事業を行おうとするときは、契約を締結する前に、狛江市都市建設部まちづくり推進課及び多摩建築指導事務所へ事前相談をしてください。

全体設計の承認 (第8条)

複数年度にわたる事業の場合、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認申請書(第1号様式)」に所定の書類を添えて提出してください。内容を審査のうえ、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認書(第2号様式)」を送付します。承認後に、交付申請を行ってください。

2 交付申請 (第9条)

契約を締結する前に、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書(第3号様式)」に所定の書類を添えて提出してください。

3 交付の決定 (第10条)

内容を審査のうえ、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書(第4号様式)」または「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書(第5号様式)」を送付します。

4 事業の実施 (第12条)

決定通知書を受領後、速やかに事業の契約締結を行い、事業を実施してください。着手する場合は、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業着手届(第6号様式)」を提出してください。

事業内容の変更 (第13条) ※事前にご相談ください。

内容の変更が生じる時は、変更を行う前に、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業内容変更届出書(第7号様式)」による届出、もしくは、「緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更申請書(第8号様式)」による変更申請を行ってください。内容を審査の上、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更承認書(第9号様式)」を送付します。承認を受け次第、変更を行ってください。

事業の取りやめ (第14条) ※事前にご相談ください。

事業を取りやめる時は、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取りやめ届出書(第10号様式)」を提出してください。

5 完了届 (第15条)

事業完了後、速やかに「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了届(第11号様式)」に所定の書類を添えて提出して下さい。必要な場合は、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業消費税仕入控除税額報告書(第12号様式)」を提出してください。

6 交付額の確定・交付の請求 (第16条、第17条)

内容を審査のうえ、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付額確定通知書(第13号様式)」を送付します。受領後、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付請求書(第14号様式)」を提出してください。なお、助成金の受領を診断業者に委任する場合は「委任状(第15号様式)」を添付してください。